

古典学派に於ける財政思想 (一)

—— A・スミスとJ・S・ミルの租税原則論の展開 ——

箕 浦 格 良

一

財政学には二つの源流をもつといわれている。即ちその一は官房学の伝統によるものであり、その一は古典派的伝統のなかにその淵源を見出すのであるが、ここにその財政思想を展開せんとする経済学に於ける古典学派 Classical School, Klassische Schule, Ecole classique の経済思想については既に数多くの研究が存在する現在に於て更めてその概説をなす必要は認められないが、ここにはその財政思想を探ぐらんとしてその緒をなすに必要な限度に於て概説する。経済学に於て古典学派又は正統学派 Orthodox school といわれるものはイギリスに於ける A・スミス Adam Smith 1723-1790 を字祖とし、T・R・マルサス Thomas Robert Malthus 1766-1834、D・リカドオ David Ricardo 1772-1823 を経て J・S・ミル John Stuart Mill 1806-1873 に至る経済学の体系である。具体的にいうならば A・スミスの名著「国富論」(An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations, 1776) の出版せられてより J・S・ミルの名著「経済学原理」(Principles of political economy, 1848) の出版せられるまでの間に現れたるところの主としてイギリスに於ける一連の経済学者の思想系列を指すのである。この古典学派に属する経済学者の学説が必ずしも同じであったとはいへないが、古典学派に属する学者によって現今の経済学にその中核が与えられているという意味で古典的なる価値を有し、又新しい立場にたつ経済学と区別せられる

という意味で古典的なる価値を有するのである。古典学派に於ける経済理論は概して個人主義理論、自由主義理論或は功利主義理論の基礎の上に自然法則的方法或は自然科学的方法を用いてその理論体系を立てている。その理論の特色としては全体的に見て、凡そ概念的であり、包括的にして、自由主義経済に於ける理論的基礎を与えて、経済社会に於ける運動法則の基礎的なる原型をなしているということである。殊に古典学派をA・スミス及びD・リカードオに於ける思想或はその学説を祖述し、又は之を訂正、補完し或は之を方式化したところのJ・S・ミルに至るまでの一連の諸学者の思想系列と見て、従来多くは宗教的傾向に於て或は倫理的思想傾向に於て又は政治的思想傾向に於て観察されてきた経済現象をば独立せしめて之を経済学的に観察したることで、重農学派との対象に於て神学的思想、自然法的思想より逸脱して科学的であるということである。D・リカードオはA・スミスを以てその論議を展開し之に尚客観的なる分析を行い、A・スミスの誤謬と信する点を訂正して、その独自の理論を展開する。従って古典学派の学理の核をなすものとして尊重されるのである。

古典学派に属する学者はA・スミス、T・R・マルサス、D・リカードオ、J・S・ミルは勿論であるが、その間にロウダマティルJames Maitland Lauderdale 1750-1839^{*} D・ユッカナンDavid Buchanan 1779-1848^{*} D・ボネロウD・Boileur J・ペンギンMrs. Jane Marcet 1769-1858^{*} シュナイムス・ミンJames Mill 1773-1836^{*} ヲカドックJohn Ramsay McCulloch 1780-1864^{*} マリス・トウ・キンシヤThomas De Quincey 1785-1859^{*} サウキル・ペイリーSamuel Bailey 1791-1870^{*} リチャード・シムウンスRichard Jones 1790-1855^{*} マリス・キヤンペンズThomas Chalmers 1780-1847^{*} M・ロングマンSamuel Mountfort Longfield 1802-1884^{*} N・W・シヤリオンNassau William Senior 1790-1864^{*} G・ラムゼイGeorge Ramsay 1800-1871^{*} H・マナティンウMiss Harriet Martineau 1802-1876^{*} J・E・タマンズJohn Elliot Cairnes 1823-1875^{*} 等々の主なるものを数えることができるが、ここに於ては主として学祖たるA・スミスの学説、D・リカードオ、及びJ・S・ミルの学説をとりあげ、古典学派の財政思想としてそれを展開せんとするものである。

*

ここに謂うまでもなく、A・スミスに於ける財政思想は個人主義的、自由主義思想であることは周知の如くである。自由主義思想に於ける世界観に於ては、人間世界には先在的に自然の理法が存在するものである。従つて人間生活に於ては個別と全体、個人と社会、個人生活と社会生活との間に於て常にその利害関係の一致と調和が可能となるものであるとなすのであるが、この自然と人間との調和、人間の社会的調和の可能性は経済領域のみならず政治領域、教育領域、その他全般的なる文化領域に於ても適用せられるものである。斯くてこの立場に立つ経済思想に於ては各個人は人間生活に於ける物質的要請に於て最もよく人間に利害関係の感情を与えるものであり、人間はその経済生活に於て最もよくその利害関係を認識するものである。従つてその利害関係の認識は各個人の判断に委ねるときは各個人は自己を自ら改善せんと努力するものである。このことは他の干渉によつてなされるものではない。自己の判断の上に立つて自己が自らの改善への努力によつて生ずるものである。従つて個人の生活に対して各個人の判断、或はその認識に委ねておくべきものであつて、国家の権力或は行政作用によつて之に干渉せしむべきものではないとなすのである。斯くてその経済思想に於ては資本の自由なる利潤追求を無限に認めることになるのである。従つてここに又自由競争が経済社会の発展の一つの動因なることを認むるものである。斯くの如き経済思想、所謂経済的自由主義に於ける基礎理論にその体系を与えたものとしてはフランスに於けるフィジオクラート Physiocrate、イギリスに於てはA・スミスとされる。

自由主義思想は既に十六世紀に於てその萌芽を見るが、十七世紀より十八世紀を経てフランス並びにイギリス

に於て普遍し、殊に十八世紀後半より十九世紀前半に於て所謂経済的自由主義が普遍していたといへるのである。

個人主義的、自由主義思想はその成立、発展過程に於て君権的絶対主義、官僚的絶対主義思想に対立する。即ち君権的絶対主義、官僚的絶対主義に於ける君主、国家の特権によって、即ち君主、国家の国民に対する干渉、保護に対立して、個人の自由にして拡大せる活動領域を要求する一つの社会的傾向として成立しているものといえるが、自由主義に於て果した歴史的使命は人間、各個人を中世的、封建的束縛から解放することであつた。即ちルネサンス Renaissance に於ける精神目標とするところは人間を解放し、各個人の自由なる個性を積極的に獲得し、人間それ自体の確立であつた。従つて人間の现实生活に於て之を客観化し、人間に内在する理性を尊重し、人間に於ける理性は自然に於ける光であり、自然を支配するものは人間の理性によって認識し得るところの法則であるとなして、自然及び自然の中にある人間自身の法則を発見したのである。斯くて言論の自由、思想の自由、信教の自由等精神的、文化的領域に於て人間に内在するところの理性による人間の自主的活動の適用から始められ、この適用は政治的領域、教育的領域、経済的領域に及ぶのである。個人主義的、自由主義思想に於ける国家観にありては、その国家活動の活動範囲は可能なる限り限定すべきものであつて、斯くして個人に於ける活動範囲は拡大せられる。即ち社会の文化に於ても、宗教に於ても、又科学に於ても国家の干渉、強制又はその指導によって発展するものではなく、各個人に内在する理性の力によって、ここでは全く各個人の能力、創造によって発展するものである。即ち個人的意思の創造によって、個人の能力、創造によって発展する。従つて国家活動に於ては、この個人的意思の創造、進化に対して障害とならざる範囲に於て活動すべく、この障害の最少限の排除を以て国家活動の可能なる限界とすべきものである。斯くすることによって個人の活動範囲を拡大、自

由ならしめるのである。従つて国家はその国家社会の各個の構成員のその目的、意思創造のために奉仕すべき一機関に過ぎないものとなり、ここにかく消極的意義に国家を理解することこそ自由主義的国家観の本質的特徴となるものである。換言すれば可能なる限り君主、国家の制限をしりぞけて政治権力の行使を国民の全成員の参与を通じて行わさるべきことを積極的に要求するものであり、この展開は国家の形成をば独立自由なる個人の集団として考へ、国家権力の淵源を独立自由なる個人を中心として考へ、人民が国家意思の形成に参与すべきことを主張するに至るのである。斯くの如き自由主義国家観はフランスに於てはJ・J・ルソー Jean Jacques Rousseau 1752-1778 によつて、イギリスに於てはJ・ロック John Locke 1632-1704 によつて主張せられた。斯くて個人主義的哲学観、個人主義的社会観なり、自由主義的国家観なりは、普遍主義的哲学観、普遍主義的社会観なり、絶対主義的国家観に対立しているが、この個人主義的自由思想の経済理論への適用は近代資本主義経済理論の基礎概念をなすに至った。

*

A・スミスに従えば、社会の存立にとつて本質的なる要件をなすものは各個人における自利心 self-interest 又は自愛心 self-love であり、この利己心又は自愛心は正義の法則によつて制約されたそれである。即ち一社会を構成するところの各個人が自然によつて与えられたる性向、換言すれば各個人がその個々の生活を改善せんとする努力又はその自利心というものによつて活動し、この各個人の自由なる活動が妨害されない限りは、その社会全体の利益又は幸福を増進せんとするものである。「各個人が各個人に於ける生活状態を改善せんとする自然的

努力」に於ては、この自然的努力を遂行せんとする各個人に対して自由と安全とを以て保証されている場合には最も有力なる原理をなすものであり、社会を富有と繁栄ならしむるために他の方法を必要とさないものである。

各個人が自己心に基き自己の利益のために活動することは、富の生産に於て社会の富を増大ならしめ、分配に於て社会の富を最も平等ならしむるものである。又これは愚かなる人為による法律によってこの作用を妨げる障礙を克服することができる^註という。即ちこの自利心ということこそA・スミスの経済学の全体系の基礎に根ざす理想であり、自利心に基く個人の努力こそ一社会の富有を増加せしめ繁栄に導くものとなすのである。

斯くてA・スミスはこの個人の自利心に基く活動領域に於て之が干渉、制限せんとするところの国家のあらゆる作用も一社会の富の増殖、繁栄ということに逆行するものであるから可能なる限りその国家行動の領域を縮小せしめ、以て各個人の自由なる活動領域を拡大せしめんとするものである。斯くの如くして自由放任の思想を抱くA・スミスはここに於て「自然的自由」natural liberty の制度を強調しているのである。即ち「特権または抑制のすべての制度が撤去せられると「自然的自由」という明白にして簡単な制度が自から確立されるのである。凡そ各個人は正義の法律を犯されない限りは各個人自身の利益を好むところに従い追求することができるのである。また各個人の業務と資本とを以て、他の如何なる人、又は如何なる地位の人のそれと競争せしむるべく全く自由に放任せられるのである。君主は多くの矛盾を感じるところの個人を圧迫する行政や、又人間の知識を以てしては到底望めないような任務、各個人の業務を監督し、又個人の業務を社会の利益に最も適合するよう導いてゆくという任務から全く解放されるのである。斯かる「自然的自由」の制度のもとに於ては君主は非常に重要であるが、一般に誰にでも容易に理解できる明白なる只三種の任務を行いさえすればよいのである。即ちその第一

は一社会を他の独立せる社会の暴行と侵略とから保護する任務である。その第二は出来得る限り一社会の各構成員をその社会の他の構成員の不正義と圧迫から保護する任務である。即ち正義の厳正なる執行を確立する任務である。その第三は一社会にとってはその経費を償い尚多くの利潤が生ずるけれども個人や或は個人の団体が経営してもその経費を償い得ないし又は利潤を目的とする事業とはなり得ない公共事業や公共施設の創設、維持することの任務である。」斯くの如くA・スミスは君主の任務を国防、司法、公共事業の三種に限定し、この限度を超える君主の如何なる行動をも「自然的自由」の制度に反するものなることを主張する。一社会に於て君主の活動なり、国家の行動を、斯くの如く限定することは各個人の自由なる活動の範囲を拡大せしむることである。

A・スミスの考えることは国家活動を斯くの如く制限することによって、よく各個人を自由ならしめ、各個人がその自己心に従つて活動することになる。その結果は個人の経済を発達せしめ、国富を増加せしめ、その社会は発達すると主張するのである。斯くして古典学派の所謂「経済自由の制度」(the system of economic freedom)に発展する。^{註⑤}

A・スミスによれば重商主義の本質をば富は貨幣であり或は金銀である。金銀等の貨幣商品を重要視し、之を以て唯一の富の形態となし貨幣を獲得することは富を獲得することにはかならない。従つて貨幣或は金銀を豊富に有する国が富国であると理解し、之に反対する。A・スミスの論難はかくの如く重商主義と一般に理解せられている通俗なる見解即ち貨幣を以て富そのものとなす謬見に対してなされたものか、或は真実の重商主義に対してなされたものかについては論争あるところであるが、A・スミスにありては貨幣は交換の便宜によって発生したるものとなし、貨幣の本質は一般的なる商業用具即ち流通手段であると主張し、単に物々交換に於ける不便を除く手段である。従つて貨幣は交換手段として流通するためのみ価値の

尺度となり得るとなすようである。A・スミスによれば富は貨幣或は金銀であるという通俗的なる見解は、貨幣のもつ二つの職能即ち交換の要具 instrument of commerce 及び価値の尺度 measure of value によって自然に発生するものであるが、富は貨幣そのものでもなく金銀そのものでもない。それは貨幣の求むるところのもの、貨幣の求むるだけの価値のあるものである。従って貨幣は物財を買入れることよりほかに役立たないものであるが、物財は貨幣を買入れること及びその外のことにも役立つものである。従って各個人は貨幣そのものを求めるのではなく物財を買入れんがために貨幣を求めるのであるとなすのである。^{註④}

斯くてA・スミスによれば貨幣は単に流通の要具に過ぎないのであるが、勿論貨幣は国民資本の一部ではあるが、これは極めて小さな部分である。一国の盛衰を表わすものは貿易上の利潤によるものではなく、年々の生産がその消費を超える差額である。富とは各国民の年々の労働と土地とによって供給せられる生産物即ち生活の必需品と便宜品であつて、それが豊富なる生産物であり価格の大きさではない。一国の富は貨幣ではなく、その土地、その家屋、各種の消費財となし、国富の源泉をあらゆる産業労働に求め、労働一般に対して生産性を認めるのである。A・スミスの経済理論に一貫して見られるものは、その生産概念とともに富の増殖ということである。富をもたらしものは労働の生産力であり、この要素としての分業は資本を要求し、資本の蓄積がなされなければならぬ。かくて富の増殖がなされ、従つて国民は幸福に達し得るとなすようである。

既に一言したる如くA・スミスによれば自利心を各個人の性向であるとなし、経済社会はかくの如き各個人の自利心が互に結合することによって成立する。換言すれば各個人が他の個人の自利心にうったえることによって自己の自利心の満足をはかるところの分業、或は交換によって互に結合するところに成立し又存続するものである。社会の利益はかく個人の自利心の自由なる活動によって到達される。即ち社会の存立に於て本質なる要素は

自利心、自愛心である。各個人の自利心又は自愛心が社会の幸福又は利益を促進する。各個人が自己の利益のために活動することは富の生産に於て社会の富を増大ならしむるところであり、分配に於ては社会の富を公正に分配するところとなる。各個人が自利心に基いて自己の利益を追及することは自ら社会全体に於ける幸福を増進せしむるものと考え利益は終局に於て公益と一致するという内在的觀念をもっているようである。

斯くてA・スミスは個人の幸福又は利益に到達する各種の人為的障害を不正義と考えたものと思われる。労働の生産力、資本の蓄積、産業資本の生成などを阻害することは結局に於て幸福又は利益に到達することの障害となる。従つて労働の生産力を阻害し、資本の蓄積を阻害し、産業資本の生成を阻害するが如き租税或は徵稅方法はA・スミスには容認されないと当然である。A・スミスに於ける租稅原則もこれは即ちその当時の社会に於ける立法的、行政的指針を示したものとされるが、その根底はここに求められ、その正義觀に基いて成立するものと考えられる。斯くして各個人が公平に享受する幸福又は利益に到達する方途こそ個人のなすべき行為、そして又政府のなすべき行為である。斯くの如き秩序を保つことがその行為を規正するものであり、その幸福又は利益に制約されて行動は決定せられる。かくしてこの秩序の維持をはかることこそ公正なるところであり、正義である。即ち社会の公平なる維持が正義となり、この秩序を破壊することこそ不正なる秩序をつくるものであり、不正義となり、そこに不公平が現れると考えられる。かくの如き立場に於ける規範こそA・スミスに於ける正義の觀念の中核をなすものと考えられるのである。斯くして租稅に於ける原則はその当時の倫理觀に基く社会的要求となつて發展する。従つてこれは単なる抽象的觀念を基礎としたるものでなく、單なる理想でもない。

これは当時の市民社会に於ける秩序とその維持に伴う資本蓄積の過程に於て必然的なる要請、現実的なる社会的

要求としての原則でない。

- ① Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 14 筆者が参照したものは、The Modern Library, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited, with an Introduction, Notes, Marginal Summar and an Enlarged Index by Edwin Cannan, M.A., LL.D., Professor of Political Economy in the University of London, with an Introduction by Max Lerner, editor of "The Nation", New York, である。出典の頁数は同書による。本稿では慣例にしたがって *The Wealth of Nations* と略称する。同書の邦訳は、大内兵衛訳「国富論」（岩波文庫）があり、本稿に於ける訳文は主として同書にしたがっているが、必ずしもそうでない箇所もある。尚その他これには、竹内謙二、（改造文庫）青野季吉（春秋文庫）等による邦訳があり、古いものには石川暎作の邦訳があるが、最近に於ては大内兵衛、松川七郎の共訳によって「諸国民の富」という書名のもとに訳業が続けられ岩波文庫に収められつつある。

② Adam Smith, *Ibid.*, p. 651.

- ③ 「経済的自由の制度」については井上教授の詳細なる研究がある。井上次郎「古典学派の経済的自由の制度」——スミスからリカードオへ——（立命館経済学 第四卷 第四号）。「自然的自由の制度」については中山伊知郎「スミス国富論」（第七章一五六—一八一頁）がある。

④ Adam Smith, *Ibid.*, pp. 398-419

二

J・S・ミルはその名著「経済学原理」(*Principles of Political Economy*, 1848)に於ける「租税の一般的原则」(On the general principles of taxation)の章に於て、「凡そ租税制度に於て経済上望ましき特質はA・スミスによって四つの箴言即ち原則 *four maxims or principles* として示されてきたのであるが、即ちこれは一般に学者も之を容認し原則となつたと言つてよい、この章はこれの引用からはじめるのが最もよい。」と前提して、所謂

A・スミスに於ける租税の四大原則を引用して租税の一般的原則を説明している。

A・スミスに於ては、その名著「国富論」の第五編、第二章、第二節「租税について」(Of Taxes)に於て「各個の租税の研究に入る前に一般に租税の四つの従うべき箴言 the four following maxims を検討することが必要である。」^{註④}と前提して、所謂租税の「公平の原則」「確實の原則」「便宜の原則」「徴収費の最少の原則」の序列において、それを順次に述べている。この序列は他の租税原則殊にワグナーのそれと比較する場合に重要である。即ちその第一の原則について「各国の臣民は、その各々の能力にできるだけ比例的に、言ひかへれば彼等がそれぞれ国家の保護の下に獲得する収入に比例し、政府を維持するために貢納すべきものである。大國における政府の費用と個人との關係は、恰も、大所有地の經營費と共同小作人との關係の如きものである、——この小作人は誰も皆その所有地に對する利害關係に比例してそれぞれ貢納の義務をもつ。この原則を守るか守らないかが、即ち所謂租税の公平か不公平 (the equality or inequality of taxation) かの岐れ路である。そして、上述の三種の源泉のその一つのみかけられる税は、他の二つの源泉にかゝらないわけであるから、その點で、すでに必ずや不公平であることは、ここにどうしても述べて置かねばならぬ。以下において各種の租税を検討するに際しては、私は、この種の不公平のことについてはこの上更めて論じないであろう、私は、多くの場合において、私の觀察を、特殊の租税によつて影響を受ける私人の特殊の収入に對してすら、不公平な負擔となるような特殊の租税による不公平のみに、局限しなくてはならぬ。」^{註⑤}と述べている。これは租税に関する四原則の中の第一にあげられる「公平の原則」^{註④}「平等の原則」^{註⑤}「衡平の原則」^{註⑥}と一般に称せられているものである。J・S・ミルは、これを引用して「各国の臣民たるものは、なるべく各人銘々の能力に相應じて政府維持の費用を獻すべきものとす。

すなわち、銘々が國家の保護の下に於て享有する收入に應じて、政府維持の費用を獻すべきものとす。いわゆる租税の平等または不平等は、この原則を守るか怠るかにある。^{註⑦}と述べている。A・スミスに於けるこの原則は

概念が甚だ漠然としているやに思われるがその當時に於ては緻密なる概念規定はそれを必要としなかつたかも知れない。ここに國家經費と國民各個人の關係、即ち國家經費充當に於ける淵源を大所有地と共同小作人の關係にたとえているが、國家需要と國民負担に於ける經濟的關係にありて、私經濟に於ける大所有地を有する地主の支払うところの經營費とその土地の共同小作人の支払う地代との關係が公經濟たるところの國家の經營費と國民負担の關係に類似すると雖もその本質に於ては同一なるものではない。「この小作人は誰も皆その所有地に対する利害關係に比例してそれぞれ貢納の義務をもつ」と表現して納稅義務の淵源を明らかにしたものとみられるが、この思想の要素となるべきものについての分析的研究の必要なることは認められるところであるが、現在所謂土地の賃貸料とは異なること当然であり、租税を以て土地の賃貸料という觀念を以て律することのできないのは租税そのものが権力的作用を含む限りに於ていつの時代でも同じである。A・スミスにありては斯くの如く國家需要と國民各個人の關係に於て、換言すれば國家需要に対する調達充當の立場、又はその淵源を大所有地とその共同小作人の關係にたとえているが、J・S・ミルに於てはこの比喩の引用については之を除外している。この比喩引用を除外したることについては、その根拠は明らかにされてはいない。或は社會の發展に伴う社會機構及び經濟組織の複雑なる組織化は、この比喩による説明が不適當となつてきたのかも知れない。蓋しA・スミスのこの比喩による表現なり、或はこの觀念なりはその當時に於ては是認せられる妥當なるものであつたにちがいないが、今直ちにこの比喩が成立するか、この觀念が受け容れられるかについては更に吟味せられなければならぬといこ

ろである。花戸教授はスミスが「租税義務説を主張しているものと解釋して大過ないであろう。」とされ、「これが一つの比喩であるにしても、これを全く無視し得ないこと勿論である。」これは「スミスが租税の經濟的根據を論じているものと理解したい。即ち、スミスは租税の根據として、「臣民」としての公民關係と、國家の保護による一般利益の「受益者」としての經濟關係(功利關係)との二元論をとるものと解釋したい。」とされる。蓋し比喩成立の可能性はその当時の時代の社会性とその特質とによるものである。然しこの原則は地代、利潤及び賃銀に対する租税の公平を考察したるものであることは勿論であるが、尚A・スミスは公平という觀念について各個人が「能力にできるだけ比例的に」即ち「獲得する収入に比例し」と表現している。斯くの如き表現形式がその觀念の把握に於て問題となるところである。即ち従来このA・スミスの第一の原則は能力説であるか、或は利益説であるかがその論議の中核をなしているようである。先ずここに所謂 equality なる語については現在凡そ三種の訳語、即ち「公平」「平等」「衡平」なる訳語が得られること既に述べたところである。そうしてこの三種の訳語のいずれがこの場合に妥当するかを決定することは容易なることではない。然しながら、吾々が現在の状態に於て觀念しているところの公平の原則とは、凡そ行政作用の効果と國民の租税負担の關係に於ける価値の均衡を以つて一般に規範化せんとするもの、即ち經濟主義にその基礎をおき之によらんとするもの、又は國民の負担し得る能力に應じて租税の分配をなさんとするもの、即ち応能主義にその基礎をおかんとするもの、又は行政によつて國民が享受し得る利益の量に應じて租税を分配せんとするもの、即ちその基礎を応益主義に立脚せしめんとするもの、又は比例税と社会政策的租税とを配分並存せしめんとするもの、即ちその根柢を社会政策的なる立場におかんとするところのもの之である。そうしてこれ等の觀念は互に相矛盾するところの要素を

んでいるのであるが、斯く公平なる観念は複雑なる要素を内包するものである。ここに一応公平の原則とは全体としての国民に対する租税負担の分配の原則であると前提して、いまこの「公平」なる文言に厳格なる概念規定を設立せず之を考察するならば、公平なる観念には普遍性を有するものと考えられる。即ち各個人に於ける収入の構成内容の如何を問わず、又その収入の源泉の如何を問わず、その租税の分配がなされることである。又公平なる観念には平等性が認められるのであると考えられる。即ち収入に対して比例的に租税の分配がなされることに、又階級の如何を問わず、個人の如何を問わず租税の分配がなされることである。そうしてここに所謂普遍性と平等性とは全く別個の観念である。この全く別個の二つの観念を並存せしめて一個の原則として取扱わんとするところに理解上に於て観念の混同が生ずる。或は「公平」なる概念として各種の要素を全く排除して単純に平等負担を以て之を主張せんとするか、いずれにしてもその妥当性を失することになるのである。斯くて公平なる概念が個人主義による純然たる財政理論に包蔵せられて発展する。そうして最近に於ては史的段階に於て発展する社会性を伴い公平なる概念は益々複雑多義となり国民経済との関連に於て幾多の矛盾を包蔵するに至る。又現実に於ける問題としては租税負担の公平ということは至難なることである。今我々が何を以て租税負担の公平とするかについても容易に決しがたきものがある。現在国民に於ける能力負担ということは国民経済の上に期待し得ないのである。資本の蓄積ということについて、又は資本の有機的構成との間に於て相反する概念となつて露呈するに至る。我々はかく観念するものである。

A・スミスは各個人の収入は三種の源泉がある。即ちこれは地代、利潤及び賃銀より発生するものであり、そうして租税はこの三種の源泉に課せられなければならないという。^{註⑤}蓋しこの原則は地代、利潤及び賃銀に対する

租税の公平ということを考察したるものであることは勿論である。然しながらA・スミスがいうところの「租税の公平或は不公平」とは如何なる事を意味しているかについては研究の余地のあるところである。A・スミスはこの「公平」又は「不公平」という觀念について各個人が「能力にできるだけ比例的に」即ち「個人が國家の保護のもとに獲得する収入に比例し」て納税すべきであると言うに止まり何を以て具体的には「公平」ということが具現するかについては論及しておらない。然しこのことは各個別に租税を論ずる際には散見し得るところである。そうしてここにA・スミスのいうように各個人の所得に比例して賦課せられる租税を以て「公平」なる租税なりと單純に理解することについては尚考察の余地が残されている。A・スミスは税率について「所得に比例して」というているのみで各個人の所得に於ける累増という問題についてはふれていない。花戸教授はA・スミスが「租税の一般性を主張することは明瞭である」となし、又「スミスが國家保護説をとるものと解釋することは、必ずしも不當なりといひ得ないであらう。」とされ、又「第一原則に於てスミスが國庫原理と「租稅義務説」を主張しているものと解釋して太過がないであらう。」とされる。更に「スミスが「租稅能力説」をとり、その能力の内容を收入（所得）に求めたことは明瞭である。併しながら他方において、「國家が國民に與へる「一般利益」に要する費用を、國民各自が國家において有する利益に比例して、配分すべきことを説くのである。」然してその「利益の内容は、能力のそれと同じく、「收入」である。それ故スミスにおける能力説と利益説との二元論は、能力と利益の内容をともに收入に求め、結局、「收入に比例する」ことが租稅負擔の分配原理となるのである。」と説明される。井手教授は「スミスが、租稅の根柢として、利益説を採っていることは大体間違いないであらう。スミスが生産力發展の契機を、個人の經濟的活動において見出している点から、この事は当然である

と思われる。」とされる。^{註⑩}そうして井手教授は大内教授の説を引用して、「スミスの『租税学説は所謂利益説であり、同時に能力説であり、……』と云われている（大内兵衛『財政学大綱』中巻 三二六頁）。「スミスは各個人が國家より享受する利益は各個人の収入に見出し、更に、その収入において各個人の担税能力を見出している」と考へてよいであろう。この意味においては、スミスは、利益説と同時に、能力説を採つていゝといつてよい。利益説と能力説とがスミスにおいては、一致しているのである。」と説明される。^{註⑪}尚A・スミスが「この利益説から、スミスは租税配分の方法として、各人の収入に比例する課税を最も平等なるものとして支持する。蓋しスミスは、各人の収入において、各人が國家より享受する利益の程度を見出すからである」と説明される。花戸教授はスミスは「能力又は利益に正確に比例すべきことを要求する。それ故、そのかぎりスミスが租税の比例税主義を採用することは明白である。」^{註⑫}とされ、井手教授は「スミスが比例税を主張するのは、自然的に形成せられた富の配分状態を國家の干与によつて変更しまいとする意図に出ずるものであろう。富の生産力は市場經濟の再生産過程が、その自律性を保持する場合最大になるが、この自律性の保持は、國家の生産過程に対する干与のみならず、分配過程に対する干与も存しない場合に可能となるのであり、この点から、スミスは、國家の租税徴收行為による分配過程への干与、その攪亂を怖れたのである。」^{註⑬}と説明される。A・スミスが公平なる租税として比例税を主張すると理解することについては大体に於て異議がないものようである。井手教授は「スミスは必しも比例税を固執せず、時として累進税をも認めたと云われている。……しかし形式的には、あくまでも比例税を考へていたと云うべきであらう。……生産、分配の兩過程に対する國家の干与を忌避したスミスは、比例税に固執し、累進税が生産力原則から、是認せらるべきことあるを、明確に意識するまでには至っていないのである。」^{註⑭}とされ、花戸教授はスミスは、「生産

の見地より租税の比例税主義を主張するが、これと同時に分配の見地より、富者よりも貧者に對して大なる租税の負擔をかけることが不平等又は不公正となり、また、富者にヨリ大なる負擔をかけることも「不平等」となるが、特定の場合にはその「合理性」を認めようとするのである。^{註⑤}と説明される。蓋しA・スマスが主として家賃税に於て富者にその負擔が重課せられるであろうが、この種の不公平には不合理はない。収入に比例する以上に一般經費を負担することに大なる不合理は認められないというているが、この論拠はこのことについてである。^{註⑥}

A・スマスにありては、租税の納付は国民の義務なることを明らかにし、公平なる租税の分配を要求するものである。従つてここに於て「國家の保護の下に」とはその隸屬關係を示すものであつて、具体的なる國家の保護を意味するものではなく、行政の總體的觀念であつて、その現實的なる行政の量を示すものではない。従つて「國家の保護の下に」とは各個別的なる生命、財産の保護を意味するものではなく、國家と全體としての國民に於ける行政關係を示すものであつて、租税の存在の根拠即ちその成立的根拠を明らかにするものである。「各國の臣民は、各々の能力にできるだけ比例的に」と表現されているところの「各々の能力」とは、各個人の觀念的なる能力を意味するものであつて、その能力の具象性、現實性をもつものではないと考えるのである。これは各個人に於ける租税負擔の根拠と限界を明らかにする一つの原則である。従つて常に各個人の能力と各個人の収入が一致するといふ觀念とは限らないものであると考える。即ち各個人の利益の内容も亦個人の能力もその結果に於ては収入といふ形態で表現されるということについては一応是認されるも、各個人の能力の限界と各個人の収入の限界とは常に必ず一致するものとはいふ得ないと考えるのである。A・スマスはこの原則に於ける前段に於て租税の原則的根拠を明らかにし、後段に於て之を「言いかえ」て現實の具体的なる租税徵收上の問題を提出したる

ものと考えるのである。A・スミスが公平課税として個人の所得、或は担税能力に対する比例税を主張していることは確実であるが、時として累進税に類似する主張が存在するとしても、それはあくまで比例税の援用であつて、純然たる累進税を強く主張したるものではないと考えるのである。

この「公平の原則」、「平等の原則」、「衡平の原則」と称せられるものについては、或はそれは哲学的立場に於て推理せられたるものではなくして、それは単にA・スミスの経済学の体系よりして割出されたる当然の帰結であるとなすものがあるかも知れない。そうしてこれは充分に肯けるところの価値ある見解であるが、然しこれが如何なることを意味しているかについては、更に吟味する余地が残されてゐるのではないかと思われるのである。然してそれは単に所得に比例して課せられる租税をもつて公平なるものとなすべきやの疑問の解決というよくなことではなく、それはA・スミスの認識する歴史的現実性よりして考えられるところの具象的理念であり、創造觀念ではないものと思われるのである。すくなくともここでは租税そのものに対して、或は租税組織そのものに対する具象的理念であらねばならないと考えられるのである。

斯くてA・スミスに於けるこの第一にあげられる原則については漠然たる表現がなされてゐると考えるのであるが、J・S・ミルに於てはこの第一にあげられる原則に対してその功利的倫理思想により修正が行われており一層明確となつてゐる。即ちJ・S・ミルは、A・スミスのあげてゐる四つの原則のうちこの第一にあげられるもの以外については別にその説明を必要としない。或一定の租税が如何にこの原則に合致し、或は合致しないかは、各個の租税の論議に於て考察さるべき事柄である。然しこの四つの原則のうち第一にあげられる租税の公平equality of taxation については尚一層研究することが必要である。このことは時としてはその理解が充分にた

されず、或る一定したる見解というものがないために多くの謬説が認められているのである^{註⑨}。となし、「租税は平等を以てその原則となさざるべからず」というのは、そも如何なる理由によるのであるか。その理由はけだし、政府の事みな然らざるべからざるがゆゑである。社会の各人または各階級は、政府に對していずれも同等の請求権を有するものであつて、政府はその間に差別を立てゝはならないのであるから、政府が彼らに向つて要求する犠牲はいづれも、萬人に殆ど同等の負擔を興へるものでなくてはならぬ。かくするときは、總體の人々の蒙る犠牲は最も少くて濟む。もし誰かの負擔にしてその正當なる割合より小なりとすれば、他の何びとかはその正當なる割合より多くの負擔を蒙らざるべからざることゝなるであらう。而して、他の事情にして同一ならば、前者の負擔軽減によりて生ずる福利にもまして、後者の負擔増加によりて生ずる害悪は大きいのである。随つて、政治上の箴言としての租税の平等は、犠牲の平等を意味するものである。これは政府の費用を各人をして出させるに當り、その負擔を銘々に割當つるや、之により感ずる不便をいづれも同等ならしむるやうに割當つることを意味する。尤もこの標準通りには迎も實現し得られないこと、恰も他の理想的標準の實現の場合の例に洩れない。併しながら、およそ實際上の議論の第一の目的は、完成の域を知るといふことにある^{註⑩}。」といっている。即ち J・S・ミルに従えば行政に對する国民の請求権を認識し、国家の行政を国民各個人が一樣に、本源的にこの請求権を具^{註⑪}有しているかに考へている。そうして凡て行政作用の効力は一社会に於ける各個人に對して又は各階級に對して公平に及ぼすべき性質のものである。行政作用の効力が各個人又は各階級によつて差別が生じてはならないのであると論じ、従つて一社会に於ける各個人又は各階級は国家に對してその行政上の利益に對する同等の請求権を有するものであり、又国家に於ても各個人又は各階級に對して犠牲を要求する。然しながら各個人、各階級は同

等の負担とならなくてはならないのである。かくして全体としての各個人又は各階級に於ける犠牲が最少ですむのである。従つて租税の公平は犠牲の平等 equality of sacrifice であると論じている。これ即ち J・S・ミルの犠牲説の論拠をなしているのである。

J・S・ミルに於ては「まづ第一に、生命および財産の保護を以て政府の目的の全部となすは當らない。政府の目的は、恰も社會のそれの如く、広汎に亘るものである。政府の目的は、その直接間接に齎し得べきあらゆる福利、その直接間接に除き得べきあらゆる弊害を包含している。第二に、本質上不定限なる物に對し、一定の價値を設定し、これよりして實際上の結論を引出さんとするが如きは、社會問題上の謬見を發生する虞れ最も多き方法である。十倍の財産の所有權を保護するには必ず十倍の保護を要すとせずが如きは、到底承認することのできない謬説である。」と論じて、^{註(2)} 國家の行政の目的は國民の財産保護のために存し、國家の行政によつて社會の各個人は各々その利益を享受しているものである。そうしてその利益の量は各個人の財産の量に應ずるものである。従つてその各個人の享受する利益に對應する代価が租税であるという論者の主張に對して之を批判し、國家又は人の生命に於ても各個人の財産と同じくその保護を必要とするものである。然しこの各個人の生命に對する保護は各人共通に同等の保護をなすものであるから各個人に對して或一定額の人頭税を課し、個人の財産の保護に對しては財産の量に應ずる課税をなすべきであるという意見に對して批判をなしている。斯くの如く國家の役務の本質を規定することは承認できざるところであるとなし、租税利益説に反對するのである。國家なり政府といふものは特に國民全般のために存するものであり、その目的は単に個人の生命財産の保護にとゞまるものではなくより広汎なる社會の福祉及び弊害を除くことである。個々の國民のうち或特定人の國家に對する利益關係を

決定するが如きことは現実に於て重要なことではない。或特定人、又は或特定階級に於てその享有する利益が僅少なりとするもそれは租税の影響によるものではなく、その原因は他に存するものである。従つて利益の享受が僅少なるが故に租税の減少を要求するのは当を得たことではなく、その原因を除去することであると論じている。従つてJ・S・ミルに従えば利益説に於ける保護という概念は狹義にすぎるのである。そうして各個人が正当にその義務を果して共同目的 *the common object* のための平等犠牲 *a equal sacrifice* は強制的貢納に於て考えられるべきであると論じている。^{註⑨} 平等犠牲の原則 *the maxim that equal sacrifices* は国民全体に要求せられなければならない。即ち社会の各人または各階級はいづれも政府に対し同等の請求権をもっている。従つてその間に差別を立ててはならない。政府が各人に要求する犠牲は全般的に同等の負担を与えるものでなくてはならない。又社会の各人の政府から享ける保護は不確定的なるものであり、これを一定の価値で以て測定することはできない。従つて政府個人間の関係を価格関係で表現することはできないし、之に基く比例税もその根拠が確立しないというてゐる。斯くして次に累進税率を適用する所得税を論じてゐる。一率課税に基く負担の不公平を是正せんとする最も *equitable* なる方法についてはベンタム *Jeremy Bentham, 1748-1832* のいつところの生活の必要を充足するに足るところの一定の所得最少限度に対してその租税を免税することである。そしてその免税点については一の所得によつて普通の生計を営む一つの家族が生命及び健康を保つために必要なるものを得、病氣のために備え、奢侈にわたらざる程度に決すべきである。そうしてこの仮定したる所得は労働に於ける最少の所得をなすものであり、国家は租税によつて更に之を減少せしむるが如きことをなしてはならないと論じてゐる。比例課税に於ては大所得者よりも中小所得者に対してその負担を重課するものである。即ち同一割合による納税者の

社会的品位を低下せしむる傾向は中小所得者に於て一層つよく現れるからである。たすものもあるも之に対しては社会的品位の問題が金銭の消費額によって定まるものでないし、之に反対せざるを得ないと述べている。国家は租税によって富の不公平を軽減する方法として累進税がとりあげられて論ぜられているも、然し勤勉なる人を犠牲にして怠惰なるものを免税することによって富の不公平を軽減せんとすることは反対である。又不労所得は公益のために制限すべきことを主張し、相続財産については遺贈権を制限し、累進課税を主張する。然しながら一般の租税に対して累進主義によって課税さるべきことは不可であるとしているのである。^{註⑤}

租税に於ける公平という立場より所得税について、一時的所得に対する税率は永久的所得に対する税率よりも常に低きものであると考えられる。即ち十年しか継続しない所得については十年しか納税しないのであるが、永久に継続される所得については永久に納税するからである。然しながら所得税は所得の年額に対して課税すべきものではない、その資本化したる価値に対して課すべきものであるという考えはその所得に対する評価を異なる標準によつてなすものである。即ち所得を資本化しておきながら納税の資本化をなしていない。今仮りに年間の所得総額に対して課税せず、その資本化したる価値部分に対して課税するとすれば終身年金の価値は、その年金の受領者の生存年数を永久年金の半数に見積るとしてその半分である。従つて永久的所得に対する所得税は一時的所得に対する所得税の二倍であらねばならぬということである。勿論この場合年金受領者の年金受領金額を同一と仮定して考えるのである。二倍の価値ある年金に対しては二倍の租税を課すべきは当然であるが、今ここに永久年金は有期年金に対して二倍の価値あることになるが、その年金に対しては永久に所得税を課せられるのである。又有期年金に於ては年金受領額が同じ税率が適用されるから、有期年金に対して同じ税率が課せられると

してもそれは年金受領者の生存中だけである。その生存期間を永久年金の半分と見積るのであるからその価値は永久年金の半分になる。そうしてこれは現実にはその額をもって買いつり得るものであるということ忘れてゐる。従つて半分の価値しかない所得については半分の租税しか納めていないことになるのである。如何なる種類の所得に対する所得税についても、即ち本人が死亡すればその所得も共に消滅すべきものに對しても又その財産を後継者に全部譲渡することのできる地主、株主、抵当権者の如きに對しても悉く一樣に同じ税率を適用してゐる。

これは不当であると考えられるが、然しその現実には租税は各人の資力に應じ課税されなければならないという原則に反するものではない。即ちその所得が十年しか継続しないものについては十年しか納税をしない。又その所得が永久に継続するものについては永久に納税する。従つて一時的所得に於ける課税に對する率は永久的所得に於ける課税に對する率よりも少なかるべきものである論ずる。註④要するに J・S・ミルにありては各個人の

所得の中に於て貯蓄にあてられる部分は免税されなければならないとなし、嫁働所得即ち労働に於ける所得もしくは有期所得と、不勞所得もしくは永久所得とは異つた税率の適用を要求してゐるのである。かくして A・スミス主張するところの所得に對して一率に比例税率を適用するということについてはその意見を異にし「公平の原則」の修正が行われてゐるのである。J・S・ミルにありては具体的なる租税の形態を所得又は支出に於ける直接税、日用品に於ける租税即ち消費税、その他の租税及び地方的目的に對する租税の四となし、所得又は支出に於ける直接税にありては更に之を地代に於ける税、利潤に於ける税、勞賃に於ける税、所得税、家屋税に分けて論じ、日用品に於ける租税即ち消費税にありては、更に利潤の負担となる一般商品課税、消費者の負担となる特別商品課税、差別関税、輸出税、輸入税に分けて之を論じ、その他の税として契約に於ける租税、交通

税、法律税を挙げて論じているが、大凡A・スミス及びD・リカドオの所論を再説しているにすぎないのであって、別に特色ある学説は見られないようである。J・S・ミルにありては理想的なる租税制度は直接税を主軸とし、之に間接税を配してその欠点を補うがよくこの場合の直接税は地租、印紙税、遺贈及び相続財産税、家屋税である。この場合の間接税は享楽よりも虚栄に関するものを課税対象とすべく又数に於て少なるものが適当とされる。即ち酒税、輸入関税の如きものである。その課税方法は納税義務者が最終的消费者に対し脱税に至らざる適當の税率を以て所得に比例する如く課することとなっている。

J・S・ミルの時代に於てはその当時に自由主義財政が確立されていた。然し又同時に資本主義経済組織に内在するところの矛盾が各種の形態で露呈されるに至った。換言すれば資本と労働、富と貧困、有産者階級と無産者階級の対立等の資本主義の宿命的なる矛盾が露呈されるに至り、一方に於て社会主義的思想傾向が発生し、J・S・ミルにありても之に刺戟せられて、古典学派の伝統に対して懷疑を抱きはじめ、古典に於いて、進歩的な見解をとり入れんとしたのである。斯くてJ・S・ミルは古典経済学の集大成者とされるもその所論には社会主義的思想傾向が見られ、ベンタムの功利主義より逸脱したJ・S・ミルの功利主義倫理観によつて修正がほどこされている。経済学の原理に於てはA・スミス、T・R・マルサス、D・リカドオの学説を継承し之を集大成しているが、これ等一般的、抽象的なる論議に於てもこの修正は見られるのである。然しJ・S・ミルは社会主義的思想傾向を有するも個人主義にありても社会主義にありても人心の改造を前提として可能であり、そのいずれをよしとするかの決定は困難であるとなし、その傾向に心をひかれたるに止まっているし、その所論に於て自由競争の助長と私有財産制度の維持、資本主義経済の発展に終始するものといえるのである。J・S・ミルに

於ける経済学にありては一般的なる抽象的なる理論に於ては、A・スミス、T・R・マルサス、D・リカードの学説を継承し之を祖述し、集成し、再説をなしているにすぎないこと既に一言したる如くであるが、J・S・ミルに於ける経済学の大系にありて、前三編を生産、分配、交換となし之に於ける経済的事実の因果関係の究明、生産、雇傭、資本及び人口の量的なる決定、利潤及び労働賃銀に於ける法則の確立、商品に於ける交換比率の検討という静態論をなしている。第四編に於ては社会の進歩に於ける生産及び分配に及ぼす影響にありて、進歩的変化、発展的变化を伴う経済事情の考察及びその法則の究明、及び窮極に於て経済が如何なる傾向となるかの究明という動態論をなしている。この二方面の分離は一つの新しき方法としての特徴をなすもの論ずるところはD・リカードに於ける蓄積理論に見られるところである。然しJ・S・ミルが生産法則と分配法則を判然と別けて考察し究明する点についてはその大なる特徴となすべきである。D・リカードにありては租税に於ける転嫁の関係を分配論として取扱ひ、分配は生産と同じく自然的法則、永久的法則となし、租税を経済理論に於て取扱う、之に対してJ・S・ミルにありては、生産法則は物理的真理としての性質を有するものであり、人為によつてなし得ない永久的、自然的、必然的法則となし、分配法則は社会の法律慣習により社会の支配的部分の意見及び感情によつてなされるところの時代、国情によつて変化する法則であるとすのである。J・S・ミルにありては、A・スミスのいうところの資本制社会に於ける内的秩序の外側たる「夜警国家」への要請、又この物質的基礎をなす量的表現としての「安価なる国家」といふ観念は直ちに受容れざれるところである。即ちJ・S・ミルにありては一般的便宜に寄与すること、即ち社会制度を改善するという立場からして政府の職分を必然的職分及び選択的職分に分けてはいるが、社会制度の改善を政府の職分とするという立場に於て行政に伴う経済即ち財

政は分配に関する問題であり、分配法則に於て重要な要素をなすものである。J・S・ミルに於ける政府の必然的職分とは久しく何人にも承認されている職分で行政の本質的な要素と切りはたすことのできないものであり、この程度に及ばざるものが選択的職分である。要請せられる行政作用は必然的職分に於て、各個人の生命、財産を暴力詐欺より保護し、相続、契約、破産の規制、制約である。又選択的職分に於て教育、労働者保護、各種公共事業の創設又は維持、植民地開発等である。行政に於てその程度が政府の干渉となるものは、内国産業保護、高利制限、価格統制、独占の附与、労働組合の禁止等であり、之等は弊害を伴うものであるとなし、行政の範囲をかく求めるのであるが、その根本に於ては自由放任主義をとるのである。

J・S・ミルに於てはA・スミスこの公平の原則を受容れ、これに対してJ・S・ミルに於ける所謂功利主義 倫理観を以て吟味せられ修正せられていることについては幾度も述べたところである。J・S・ミルに於ては所謂ベンタムの功利主義より逸脱し、人間の幸福という問題を自利追求ということに求め、人間は自己の最大の快樂を追及するものであるという従来の前提をなすものより更に進んで幸福が人間行動の標準となるものであるが、これを人間の幸福の直接の目的とたさないところにその幸福が求められるとなす。即ち人間が善なるがために善を求め、幸福を自利のために求めず、幸福を利他のために求めるとき、そこに最高の幸福が得られるものと考ええる。即ち自利追求ということより自己犠牲へと進んでいるのである。斯くてJ・S・ミルに於ては必ずしも人間は自己の快樂のみを追及するところのものではない。最高の幸福は自己に内在する犠牲の力によるものであり、自己の内的なる命令、利他的命令によって最大多数の最大幸福を求めんとするものである。即ち幸福を自利のためでなく、利他のために求めるとき、その幸福は浄化されており、そこに最高の幸福が内在する。

かくて最高善の命令によつて最大多数の最大幸福が得られるのである。最高の幸福は自己によつて得られるのではなく、他によつて得られるのである。これらの目的を利他的に即ち他人の幸福のため、人類の改善のため、或はこれを理想とする目的のために、之を求むるところに最高の幸福が得られる。然しながら人間が他人の利益のために自己の最大利益を犠牲にする傾向を有するものであるが、犠牲は必ずしも善となるものではない。行為者自身の幸福ではなく、これが関係者全体に対しての幸福に於ける総量を増加しない犠牲は浪費であるというのである。斯くJ・S・ミルにありては人間そのものに内在する倫理性に基盤を求め一種の理想主義をとる。そうして、ここに自己の快樂追及と最大多数の最大幸福との間に於ける矛盾が解消せられると考へるのであるが、斯くの如き功利主義的倫理思想はその所説に一貫してみられるところである。

要するにJ・S・ミルによれば何が故に租税を以つて各個人の間公平に分配されなければならないかという問題は行政上に於ける一般的な基本方針としての問題である。そうして、各個人の間租税負担を平等に分配すべき方法は全体に対して最少の犠牲を生ずる方法によらなければならない。即ち或一人に対してその租税の負担を軽減ならしむることは、他の一人に対して、その正当なる割合によるよりは重課ならしむる結果を生ずるものである。それは租税の負担増加によつて生ずる福利よりも、その害悪の割合が大きいのである。各個人の間における租税負担を公平ならしめんとするならば、各個人の犠牲を公平ならしむることが必要である。斯くて始めて全体としての社会の犠牲を最少ならしむるものである。即ち租税の公平は犠牲の公平を意味するものであり、又これは国家経費充当手段の分配を同等ならしむることを意味するものであるという。斯くてJ・S・ミルに於ては「平等犠牲」、即ち「犠牲の公平」ということを主張するのである。

① John Stuart Mill, Principles of political p. 802. 筆者が参照したものは John Stuart Mill, Principles of Economy, Political Economy with some of their applications to social philosophy, edited with an introduction by Sir W. J. Ashley. London, 1921. である。出典の頁数は同書による。本稿では Principles と略称する。同書の邦訳は戸田正雄「経済学原理」1-15（春秋社）があり、最近に於ては末永茂喜によつて訳業が進められ岩波文庫に収められてゐる。

② Adam Smith, The Wealth of Nations, p. 777.

③ Adam Smith, Ibid., p. 777. 第一原則に於ける原文を以下に示して置く。

The subjects of every state ought to contribute towards the support of the government, as nearly as possible, in proportion to their respective abilities; that is, in proportion to the revenue which they respectively enjoy under the protection of the state. [The expence of government to the individuals of a great nation, is like the expence of management to the joint tenants of great estate, who are all obliged to contribute in proportion to their respective interests in the estate.] In the observation or neglect of this maxim consists, what is called the equality or inequality of taxation. [Every tax, it must be observed once for all, which falls finally upon one only of the three sorts of revenue above mentioned, is necessarily unequal, in so far as it does not affect other two. In the following examination of different taxes I shall seldom take much further notice of this sort of inequality, but shall, in most cases, confine my observations to that inequality which is occasioned by a particular tax falling unequally even upon that particular sort of private revenue which is affected by it.] 大内兵衛訳 「国富論」 ㉔ 二七六頁。

この A・スミスの The Wealth of Nations の原文の中で「』」の中は J・S・ミルの Principles には引用されてゐない。

④ 大内兵衛訳 アダム・スミス著 「国富論」 ㉔ 二七六頁に於ける訳語による。

⑤ 戸田正雄訳 ミル「経済学原理」 5 一六頁に於ける訳語による。花戸龍藏 財政思想史（古典編） 七六頁。

⑥ 青木得三著 財政学概論（賢文館） 七三頁に於ける訳語による。

⑦ J.S. Mill, principles, P. 802. 戸田正雄訳 ミル「経済学原理」 5 一六頁。註③で説明したる如く原文は殆ど同一で

あるが訳者を異にし、その筆致を異にするので敢てここに引用し註②の邦訳とを参照したのである。

- ⑧ 花戸龍藏著 財政思想史(古典編) 七八頁。
- ⑨ Adam Smith, *The Wealth of Nations*, p. 777.
- ⑩ 花戸龍藏著 財政思想史(古典編) 七七一―八〇頁。
- ⑪ 井手文雄著 古典学派の財政論 二九六頁。
- ⑫ 同書 三〇一頁。
- ⑬ 同書 二九六頁。
- ⑭ 花戸龍藏著 財政思想史(古典編) 八一頁。
- ⑮ 井手文雄著 古典学派の財政論 二九七頁。
- ⑯ 同書 二九七―二九八頁。
- ⑰ 花戸龍藏著 財政思想史(古典編) 八二頁。
- ⑱ Adam Smith, *The Wealth of Nations*, p. 794.
- ⑲ J.S. Mill, *Principles*, p. 803.
- ⑳ J.S. Mill, *Ibid.*, p. 804. 戸田正雄訳 ミル「経済学原理」 5 一九頁。
- ㉑ J.S. Mill, *Ibid.*, pp. 804―805. 同訳 二〇頁。
- ㉒ J.S. Mill, *Ibid.*, p. 805.
- ㉓ J.S. Mill, *Ibid.*, pp. 806―810.
- ㉔ J.S. Mill, *Ibid.*, pp. 829―832. 参照。

三

A・スミスは次に原則その二をあげている。即ちA・スミスに従へば「各個人が拂はねばならぬ租税は、確定

的(certain)でなくてはならぬ、不確定的 arbitrary であってはならぬ。支拂の時期、支拂方法、支拂ふべき金額は、すべて納税者に、またその他誰にでも、明瞭且つ簡單(クリアアンドシンプル)でなくてはならぬ。もしさうでなかつたならば、租税を拂うべき人は皆、何程かの程度において租税徴収人の権力下に立つことになる、というのは、この人々は、自分の嫌いな人には餘計の税を課することもできれば、そういふ加重をほのめかして、何等かの贈物または役得をせしめることもできるからである。租税の不確定は、横柄でもなく腐敗してもいない場合でさへ、本来あまり人氣のない人々を、いよいよ横柄ならしめます腐敗せしめる。納めねばならぬ金額は何程かといふことが、各人にとって確定的であるといふことは、租税においては、特に重要な事柄であつて、相當程度の不公平も、極めて僅かの不確定性に比すれば、決してより大きい弊害ではないといへよう、これはすべての国民の經驗の示すところであると、私は信じている。^註と述べている。これは一般に「確實の原則」と言われている。納税者に対する徴税官吏の感情によつて左右せられたる不当なる租税の徴収に於ける影響及び徴税官吏に対する不正行為をとりあげている。不確定的な租税が徴税官吏に於てのみならず個人に於てもその経済行為の計画性が得られず、国民経済に於ても生産力を低下せしむることがあり、又悪影響を及ぼすことは当然である。租税の徴収が確實なることは財政収入に或一定の安定性を与へることである。J・S・ミルにありてはこの原文をそのまま全文引用し、原文を引用する以外に説明を要しないとして説明していない。

註 この確實の原則として示される原文は次の如くである。

The tax which each individual is bound to pay ought to be certain, and not arbitrary. The time of payment, the manner of payment, the quantity to be paid, ought all to be clear and plain to the contributor, and to every other person. Where it is otherwise, every person subject to the tax is put more or less in the power of

the tax-gatherer, who can either aggravate the tax upon any obnoxious contributor, or extort, by the terror of such aggravation, some present or perquisite to himself. The uncertainty of taxation encourages the insolence and favours the corruption of an order of men who are naturally unpopular, even when (where) they are neither insolent nor corrupt. The certainty of what each individual ought to pay is, in taxation, a matter of so great importance, that a very considerable degree of inequality, it appears, I believe, from the experience of all nations, is not near so great an evil as a very small degree of uncertainty.

John Stuart Mill, Principles, p. 802. 戸田正雄訳「経済学原理」5 一六一—一七頁。

Adam Smith, The Wealth of Nations, 778. 大内兵衛訳 国富論 (四) 二七七頁。

() 内は The Wealth of Nations に於ける字句、全文同一であるが () 内だけが相異してゐる。次に訳者を異にしてその筆致が異なるので J. S. Mill の Principles の前記邦訳を掲げて参考とする。

「各人の納むべき義務ある租税は、確實なるべく、不定なるべからず。納税の時期・方法および税額は、すべて納税者とその他の如何なる人々にも明白でなければならぬ。でないに、納税者はいづれも、多かれ少かれ集税人の権内に置かる、こととなる。ただし集税人は、その憎悪する納税者には税を加重し、または加重を以て脅し、規定外の貢納を取上ぐることができるからである。課税の不確實なるときは、この不評判なる職業の人々は、たとひその意憎者にあらず不徳家にあらざる場合に於てすら、遊惰となり墮落する傾向があるからである。各人の納税額の確實といふことは、頗る重要な事柄である。これを各國の經驗に徴するに、不平等の如何に大なりといへども、その害は、ごく些細なる不確實の害には迫も及ばないと思ふ。」

四

A・スミスにありては次に原則の三をあげている。即ち A・スミスは「すべての租税は、それを支拂う納税者にとつて最も便宜と考へられるやうな時期及び方法においてかけられねばならぬ。例へば、土地の地代又は家屋

の賃料に對する税は、さういふ地代が普通支拂はれる時期に支拂ふべしとすれば、納税者に恐らくは最も便宜な時期に、もしくは、彼がそれを支拂ふべき手段を一番持つてゐさうな時期に、課したものといへよう。また、奢侈品の如き消費物に課する租税は、終局的にはすべて消費者により、且つ概して彼に最も便宜な方法によつて支拂はれるものといへよう。かういふ税の支拂は、さういふ貨物を買ふ毎に、少しづつなされるから。且つそれ等の貨物は、それを買ふも買はないも、彼の自由であり意のまゝであつて、彼がさういふ税のために多少の不都合を感じるとしても、それは彼自身の責任に歸すべきものであるから。」^註

これは「便宜の原則」と言われている。ここには便宜の原則として納税者の収入時期に応じて納税時期を定め又納税者の納税に最も容易なる方法をあげている。地代又は家賃に對する租税はその収入の時期が最も納税に容易であろうし、又消費物に課する租税はその購買の度毎に納税するのが最も容易な方法で消費者によつて負担することになるのであると考えられる。これは個人の經濟活動の影響に對し又生産力を阻害せしめざらんとして設定されたる原則である。J・S・ミルはA・スミスがこの第三の原則について多少の相違点あるも原文の如く全部引用しその説明はなしていない。

註 次にこの第三の原文を掲げておくことにする。

Every tax ought to be levied at the time, or in the manner, in which it is most likely to be convenient for the contributor to pay it. A tax upon the rent of land or of houses, payable at the same term at which such rents are usually paid, is levied at a time when it is most likely to be convenient for the contributor to pay; or (,) when he is most likely to have wherewithal to pay. Taxes upon such consumable goods as are articles of luxury (,) are finally paid by the consumer, and generally in a manner that is very convenient to (for) him.

He pays them by little and little, as he has occasion to buy the goods. As he is at liberty, () or not to buy, as he pleases, it must be his own fault if he ever suffers any considerable inconvenience (inconvenience) from such taxes.

John Stuart Mill, Principles, pp. 802-803. 戸田正雄訳 ミル「経済学原理」 5 一七頁。

Adam Smith, The Wealth of Nations, p. 778. 大内兵衛訳 「国富論」 四 二七七頁。

() 内は The Wealth of Nations に於ける字句、全文同一であるが () 内だけが相異している。両者の訳者を異にし、筆致を異にするので次に前記邦訳を掲げて参考とする。

「すべて租税は、納税者にとって最も便宜なべき時期または方法に於て之を徴收しなければならぬ。たとへば、地代または家賃に賦課する租税は、地代または家賃の普通支拂はるゝ時期と同じ時期に納付すべきものとされてゐるが、けだしこの時期は、納税者にとって最も便宜であり、すなはち右から左へと支拂ふことのできる最も都合のよき時期である。又例へば、贅澤品の如き消費物に賦課する租税は、いづれも結局は消費者の負擔に歸するものであるが、その納税方法は一般に、消費者にとつて最も便利なる方法である。すなはち消費者は、物品を買ふ度に、少しづつ税を拂ふのである。なほまた、物品を買ふと買はざるとは消費者の自由であるから、消費者にしてかくの如き税によつて苟もかなりの不便を蒙ることありとせんか、それは彼自身の過失といはなければならぬ。」

五

A・スミスは最後に於て原則の第四をあげている。即ちA・スミスによれば「すべての租税は、それによつて國庫に納められるもの以上には、できるだけ少く、人民のポケットから取出し又はポケットの外に留めて置くやうに、考案さるべきものである。租税が次のような四つの方法によつて課せられる場合には、それは、國庫に收納するもの以上に巨額な金額を、人民のポケットから取出し又はポケットの外に留めて置く惧れがある。その第

一は、その賦課に非常に多數の官吏を必要とし、その官吏の俸給が租稅收入の大部分を喰ひつくし、且つそれ等官吏の役得が人民に對して別の附加的な租稅となる場合。その第二は、租稅が人民の産業活動を阻害し、彼等をして多數の人々に生活と職業とを與へるやうな特定の業務に従事するの勇氣を沮喪せしむる場合。かゝる場合は、一方、人民に納稅を強制しつゝ、他方では、その納稅をヨリ容易になし得るやうにせしむるところの元資のあるものを減少あるひは壊滅させるものといはねばならぬ。第三には、租稅を遁脱しようとして失敗した不幸な人々に課せられるところの没收その他の刑罰である、これが彼等を破産せしめ、それによつて彼等の有つてゐる資本金を使ふことによつて得べき利益を、社会が失ふことは、決して珍らしくない。愚かな租稅は密賣買に對する大きい誘惑を提供する。そして密賣買に對する罰金の大きさは誘惑の大きさに比例する。かゝる法律は、普通の正義の原則に反して、先ず誘惑の網を作つて置いて、しかる後それに引つかゝつた者を罰するものだ、その上かゝる法律は、刑罰をどうしても軽減しなくてはならぬ當の事情、即ち、その犯罪を犯す誘惑がませばますほどその罰を加重するものといはねばならぬ。第四には、人民をして、租稅徵收官吏の頻繁な臨檢や厭な検査に服せしめることである。これは彼等を用意の手數と困却と厭制とに曝すものである、嚴密にいへば、困却是費用とはいへないが、その等價物であり、できるならば誰もが免れたいものであることはたしかだ。租稅が元首にとつての利益である以上に、それよりはなお餘計に人民の負擔となることがあるのは、實に以上の四つの異つた方法の内のいづれかによつてである。」^{註①}と述べている。

これは「徵收費の最少の原則」又は「最少徵稅費の原則」と言われるもので、即ち國民の納稅額と現実に國家に収納せらる額との差額を最少ならしめんとするものである。右く如くA・スミスは國民から現実に國庫に收入

せられる以上のものが徴収せられる原因として四つの場合をあげているのであるが、その第一の場合は徴税技術上の問題である。その第二の場合の如く、租税を課することによって産業を阻害したり、国民の特定の労働意欲を阻害したり、又は納税に於ける源泉を圧迫するならば、それは単に過剰徴税の問題のみならず、もっと大きく、国民経済上に於ても重要な問題となるものであり、社会的にも大きな問題を与える。その第三の場合は国家の課税権に伴う刑罰のによる影響による破産、資本金喪失の問題をとりあげている。第四は徴税官吏の職権に関する問題である。尚 A・スミスはここに註を附し *Sketches of the History of Man 1774*, by Henry Home, Lord Kames, vol. i. (page 474 & seq.) より六ヶ條の「一般的原則」の引用をなしている。

- (1) 「密輸出入の危険のある場合は、租税は重くあつてはならぬ。」
- (2) 「課税に費用のかゝる税は避くべし。」
- (3) 「不確定の税は避くべし。」
- (4) 「でき得る限り、貧乏人に軽く金持に重く課して」、富の不公平を「緩和すべし。」
- (5) 「國民を貧困にする税は如何なるものと雖も怒を以て拒絶すべし。」
- (6) 「納税者の宣誓を要求する租税は避くべし。」^{註⑤}

以上は A・スミスのあげる租税の原則であるが尚 A・スミスは「上述の原則は、明らかに正義にかなない有用なものとして、如何なる國民もこれに多少の注意をよせて來たところである。すべての國民は、彼等の判断力を盡して、彼等の租税を彼等が考案し得る範圍においてできるだけ公平にしようとして來たのであつた、また、その支拂の時及び方法の兩者に關しては、できるだけ正確に、納税者の便宜に適ふやうにして來た、そし

てまた、それらが君主に齎らすところの収入の割合には、できるだけ人民に負擔のかゝらぬやうにして來たのであつた。」と正義にして有用なものであると論じている。D・リカアドオによれば地租の或種類については極めて不平等なる租税があり、租税一般に関する四原則の一に抵触するであらうといひ、地租を論ずる際にA・スミスのこの四原則を引用している。^{註④}

J・S・ミルにありてはA・スミスのこの「徴税費の最少の原則」或は「最少徴税費の原則」にありては、原文を引用する以外に説明の必要なきものとしてその説明は省いてゐる。

- ① Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 778. 大内兵衛訳 「国富論」 四 二七八—二八〇頁。
- ② Adam Smith, *Ibid.* p. 779. 邦訳 同書 二八〇頁。
- ③ Adam Smith, *Ibid.* 邦訳 同書 同頁。
- ④ David Ricardo, *The principles of political economy and taxation*, Everyman's Library p. 115 小泉信三訳 改訂「経済学及び課税の原理」上巻 一八五頁。
- ③ Adam Smith, *Ibid.*,

この第四の原則の原文を次に掲げることとする。

Every tax ought to be so contrived as both to take out and to keep out of the pockets of the people as little as possible (,) over and above what it brings the public treasury of state. A tax may either take out or keep out of the pockets of the people a great deal more than it brings into the public treasury, in the four following way. First, the levying of it may require a great number of officers, whose salaries may eat up the greater part of the produce of the tax, and whose perquisites may impose another additional tax upon the peoples." (,) 45
たゞ) Secondly, it may divert a portion of the labour and capital of the community from a more to a less productive employment. (Secondly, it may of obstruct the industry of the people, and discourage them from

applying to certain branches of business which might give maintenance and employment to great multitudes. While it ablyge the people to pay, it may thus diminish, or perhaps destroy. Some of the funds which might enable them more easily to do so.) “Thirdly, by the forfeitures and other penalties which those unfortunate individuals incur who attempt unsuccessfully to evade the tax, it may frequently ruin hem, and thereby put an end to the benefit which the community might have derived (received) from the employment of their capitals. An injudicious tax offers a great temptation to smuggling. (But the penalties of smuggling must rise in proportion to the temptation, The law, contrary to all the ordinary principles of justice, first creates the temptation, and then punishes who yield to it; and it commonly enhances the punishment too in proportion to the very circumstance which ought certainly to alleviate it, the temptation to commit the crime.)” “Fourthly, by subjecting the people to the frequent visits and the odious examination of the tax-gatherers, it may expose them to much unnecessary trouble, vexation, and oppression.” “この第四に於ては引用はリテ被レドトリス也。この次 The Wealth of Nations に於ては且 though vexation is not, strictly speaking, expence, it is certainly equivalent to the expence at which every man would be willing to redeem himself from it. It is in some one or other of these four different ways that taxes are frequently so much more burden some to the people than they are beneficial to the sovereign. 又被レドトリス也。一・ソ・ニトに於ては被レドトリスに which may be added, that the restrictive regulations to which trades and manufactures are often subjected to prevent evasion of tax, are not only in themselves troublesome and expensive, but often oppose insuperable obstacles to making improvements in the processes. 又被レドトリス也。”

John Stuart, Mill Principles, p. 803. 戸田正雄訳 『ニト「経済学原理」』 5 一七一一八頁。

Adam Smith, The Wealth of Nations, p. 779.

() 内は The Wealth of Nations に於ける字句 () 内が相異してゐる。両者の訳者を異にし、又その筆致を異にするので、この二前記邦訳を次に掲げて比較とする。

「各種の租税を徴収するに當り、人民の囊中より取出だす所と、その國庫の中に入る所との差額をば、できるだけ少額ならしむるやう工夫しなければならぬ。租税が人民の囊中より取出だす所、國庫に入るところより遙かに多いことがある。その理由は、次の四つである。第一、徴税には多數の吏員を要することあるべく、その給料は稅收の大部分を蠶食し、その税額の外に受くる役得は、餘分の租税を人民に課することとなる。」第二、租税は社會の勞働・資本の一部をば、生産多き仕事より生産少き仕事へと轉ずることがある。」第三、或る人々が脱税を圖つて成らず、罰金または他の罰を受くるに於ては、ために彼らは往々にして零落し、社會が彼らの資本もて恵まらるべかりし利澤はかくて終止することがあらう。けだし無分別なる租税は、密輸の誘惑を大いに惹起するものである。第四、集税人は人家を頻々と訪問し、忌まはしき検査をなし、ために人々は徒らに煩勞・苦痛及び壓迫を蒙ることがある。」なほまた、商工業に對し、脱税を防がんため、往々にして制限的規則を設けることがあるが、これはたゞにそれ自體に於て手間多く且つ費用嵩むのみでなく、また往々作業上の改良に對し超ゆべからざる障礙を興ふるものである。」

六

ここでは A・スミス及び J・S・ミルに於ける租税原則を展開して來たのであるが元來一般に租税原則 Principles or Canons of taxation, Grundsätze oder Prinzipien der Besteuerung, Principes de l'impôt と言われるところのものは一國の社會に於ける租税に対する社會的要請の集約としての理論体系である。ここに租税原則なる言葉を使用するときは租税に於ける絶対性、普遍性、妥当性を有する規範を指して言うべきであると考えられるが、一般に租税原則と言われるものは斯くの如き性質を有する規範を指すものではなく社會的要請と租税との間に於ける調和に對する理論である。換言すれば現實に於いて租税の施行に對し又は租税政策に對する指導理論である。従つて租税原則は要請理論であつて現實の租税に之を適用することが可能であつても現實の租税が必

ずしも之に適合するものとは限らない。即ち要請理論そのものが現実の租税の全体と適合し、それを支配するものとは限らないのである。即ち要請理論と現実とは遊離する場合がある。この要請理論たる租税原則は歴史的に発展したが之が一適用を以て止むことなく要請理論の一適用は次の発展を示すところの要因を含んでいる。租税原則の系統的論述が見られる様になつたのは凡そ十六世紀の中葉以後のことである。租税原則の中に於てもこれまで説明してきたところのA・スミスの四原則が最も有名にしてA・スミスの独創の如く考えられるが、A・スミスよりもつとにその体系的論述が見られるのである。即ちル・ウイエ François de la Mothe le Vayer 1588-1672 ヴォーバン Sebastian le Prestre Mershal de Vauban, 1633-1707 ヲハリー P. Verril 1728-1797 等がその体系的論議を展開してゐる。

ユーステイ J.H.G.v. Justi 1705-1771 は租税原則をば一、人民が生活の必需品又は財産の基本を侵害することなく納税し得る状態にせられなければならない。二、租税が完全に公平であり、正当なる割合を以て課税されなければならない。三、徴税方法は国家とその人民を害さないようにすべきである。四、国家の性質及び国家の組織に応じたる租税制度をとるべきことである。五、凡そ租税は明確に定むべきである。六、租税行政は効果的なる方法及び経済的なる方法によるべきであると六つの原則を展開している。註① グローテユース Hugo Grotius 1583-1645 ホッブズ Thomas Hobbes 1588-1679 ロック John Locke 1632-1704 ヲンヘンツェルン Samuel von Pufendorf 1631-1692 ヲムタイン Sir William Petty 1623-1687 セットンズ Verit Ludwig von Seckendorf 1626-1682 等に於ても既にA・スミス以前に於てその理論を展開している。A・スミス以後に於て有名なるものはアドルフ・ワグナー Adolph Heinrich Gotthilf Wagner 1835-1911 に於ける租税原則である。

従つてここにA・スミスの四原則に於ける獨創性がしばしば問題とされA・スミスは「租税一般に通ずるところの四大原則——「租税一般に關する四つの金言」を述べている。」「謂はゆる租税原則なる命名は後代の財政学者の古典に對する教科書的冒瀆であり、スミスの獨創に非ざることをスミスに問題とするは寧ろ説かる学說史的論断定であらう。」「重要なことはスミスの四原則は——租税原則なる名稱の創始者の何人なるかについてはともあれ、慎しむべきは所謂主體的解釋である。」^{註⑥}となすものもあるが、然し各種の見解を分析綜合し統一して之を學說上重要な地位たらしめ、又現実の指針たらしめたことについてはA・スミスの功績といわなければならぬ。かくこの原則が地位づけられていることは、それが単なる抽象的理念として基礎づけられたるものではなく、又或は單なる理想として樹立せられたるものでもなく、その当時の現実的な社会的要求に従つて行つてゐる。即ちその当時の市民社会に於ける秩序の維持と、之に伴う資本蓄積の過程に於て当然の要請として原則化せられていることである。即ちA・スミスの主張する自然的自由の制度による必然的の要請であるからである。A・スミスの「国富論」が出版されてからJ・S・ミルの「經濟學原理」が出版されるまで既にその間に七十二年の歳月が流れている訳である。この間に於て、A・スミスの租税に於ける四つの箴言 *maxims* は既に容認せられて、原則 *classical* となつたといつてもよいとJ・S・ミルは述べ、これを箴言即ち原則 *maxims or principles* として引用しているのである。A・スミス以後に於て經濟社会の發展に伴つて租税理論も複雑なものとなつてきたのであるがJ・S・ミルはこのA・スミスの四原則を引用しその租税理論に於てその獨得の功利主義理論によつて之を修正していることは既に述べたる如くである。J・S・ミル以後に於ては社会政策的傾向を有する主張が現れるに至り租税學說に於ても社会政策的傾向を有するに至つた。殊にドイツの所謂社会政策學派は租税によ

つて貧富の差を調整し、労働と資本との協調を強く主張したのであるが、A・ワグナーはその代表者と看做されている。この論説ではJ・S・ミルに至るまでの財政思想を見ることを目的としているのでA・ワグナーに及んで論述するところではないが、その後には租税原則が如何に展開されているかを明らかにするため簡単に概説しておく必要を認める。ワグナーの財政思想については、他日之を別項で研究したいと思うところである。

租税原則とは国家が租税を課し之を徴収する手続に対する準則を言うのであるがこの租税原則なるものはその時代その社会の要求によるものであるから歴史的に見てゆかなければならないことは勿論である。既に述べた如くA・スミスは租税原則として四原則をたてているがA・ワグナーにありては財政政策的原則として課税の充分性と可働性、国民経済的原則として税源と税種の選択、公正の原則として課税の普遍性と平等性、財務行政の原則として課税の明確性と便宜性及び最少徴税費への努力の四種の租税原則との中に九種の租税原則を立てている。いずれもその時代の経済社会の要求が反映している。A・スミスは自由主義経済に基き納税者の立場より原則を立てたものであり、A・ワグナーはその国家主義的立場に於て多く社会政策的立場から原則が立てられている。^{註③}

A・ワグナーの財政政策上の原則は国家の収入手段について要求せられる原則である。即ち国家需要の充分のため租税を賦課徴収するために生ずる原則であるが、この課税の充分性とは国家需要を充当し得るに充分なることであつて、即ち行政上の要求によるものであつて、これは総ての租税について要求されることであるが、これがすべての租税に必ず適合するとはいえない。課税の可働性とは租税収入が財政上の必要に応じて増減し得ることである。即ち課税の弾力性を言うことである。国民経済上の原則にありて、正しき税源の選択に於て要求せ

らるるものは資本元本を租税によって侵害されざることである。又課税の効果を考慮する正しき税種の選択について要求されるものは生産手段或は経済交通の阻害を妨ぐことである。公正の原則に於て要求せられるものは租税は普遍的・一般的に負担すべきものである。そうしてその負担を公平ならしめなければならぬとなすものである。行政手続上要求せられるものは租税の内容が明確に定まり確實でなければならず、尚課税するに當つて納税上の便宜を考えなければならぬ。又租税収入の獲得に伴う徴税費を可能なる限り少くすることが要求せられるのである。既に述べたる如くワグナーにありては租税の根拠に関する見解として租税義務説を採つてゐるが社会に於ける富の分配を公平ならしめ貧富懸隔を調整し所得財産の公正をはからんとし、又労働と資本との協調をはからんとする。ワグナーは租税義務説に基礎をおき租税の分配に関しては給付能力説に基いてゐる。この租税原則の中に於て公正の原則は給付能力説に論拠をおいてゐる。かくて社会政策の必要を認め租税をして社会政策の遂行に於ける一つの手段たらしめようとしたのである。

① エステイの租税原則については拙稿「官房学派に於ける財政思想」（立命館経済学 第九卷 第三号）に於て詳論しておいた。

② 戸田武雄 財政 七〇—七二頁。

③ Adolf Wagner, Finanzwissenschaft II. Theil, Kap. III. Sec. 123. S. 304.